

池田町商業振興対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商業の振興を図るため、既存店舗の改修及び新規出店を行う者に対し、改修費等の一部を補助することに関して、町費補助金等交付規則（平成10年池田町規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存店舗 現に町内で営業している店舗施設をいう。
- (2) 新規出店 新たに町内に店舗を設置することをいう。

(補助対象店舗)

第3条 補助金の交付の対象となる店舗（以下「補助対象店舗」という。）は既存店舗又は新規出店する店舗で小売業、飲食業、又はサービス業を営む店舗、及びこれに準ずる店舗とする。ただし、店舗併用住宅の場合は、営業の用に供する部分の工事に要する経費のみを補助対象とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、池田町商工会に加入又は加入予定の者で、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 町内外において既に事業を開始している個人、又は中小企業基本法第2条に定める中小企業者
- (2) 町税等滞納していない者
- (3) この要綱に基づく補助金の交付を受けていない者
- (4) 風俗営業等の規定及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業ではない者

(補助対象経費等)

第5条 この要綱による補助金の交付の対象となる経費等は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、国及び県等から別に同種の補助金等を受けて実施する事業は、補助対象事業からその補助金等の額を除くものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金申請者」という。）は、池田町商業振興対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業内容の内訳及び見積書の写し等
- (2) 工事に係る工事請負契約書等又は見積書の写し等
- (3) 補助対象店舗の工事計画が記載された平面図及び立面図
- (4) 営業許可書等（新規出店者に限る。）
- (5) 工事に着手する前の当該工事個所の写真
- (6) 家賃に関する賃貸借契約書の写し（新規出店者で該当する場合に限る）
- (7) 池田町商工会加入（予定）証明書
- (8) 町税等の納税証明書
- (9) 個人営業の開業・廃業等届出書（個人事業主に限る。）
- (10) その他町長が特に必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による補助金交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、予算の範囲内で補助金の交付の可否について決定し、池田町商業振興対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金申請者に通知するものとする。

（事業計画の変更等）

第8条 補助金の交付決定を受けた補助金申請者は、事業計画を変更し、又は廃止するときは、池田町商業振興対策事業補助金事業計画変更申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更申請があったときは、速やかに審査し、その結果を池田町商業振興対策事業補助金事業計画変更承認通知書（様式第4号）により、補助金申請者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第9条 補助金の交付決定を受けた補助金申請者は、事業が完了後14日以内もしくは、3月31日までに池田町商業振興対策事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 工事箇所等の写真
- (2) 補助対象経費の内訳が分かる書類（領収書の写し又は支払いの確認ができる書類）
- (3) その他町長が必要と認めるもの

（交付額の確定）

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付額を確定し、池田町商業振興対策事業補助金確定通知書（様式第6号）により補助金申請者に通知するものとする。

(補助金交付の請求)

第 11 条 補助金申請者は、前条の補助金交付確定通知書に基づき補助金の交付を請求しようとするときは、池田町商業振興対策事業補助金交付請求書（様式第 7 号）を提出するものとする。

(補助金の交付)

第 12 条 町長は、前条の規定により請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第 13 条 町長は、補助金申請者が補助金の交付を受けた後において、偽りその他重大な過失が判明したときは、補助金の返還を命ずることができる。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

別表(第5条関係)

補助対象の事業の区分	補助対象経費	補助率	補助限度額	補助要件
既存店舗改修事業	工事請負費及び改修費 ただし、用地取得費、 造成費、建築手続費、 及び店舗併用住宅の居 住部分を除く。	10分の2	200,000円	総額が1件20 万円以上のもの に限る。
新規出店事業	店舗新設・改修費 工事請負費及び 改修費 ただし、用地取 得費、造成費、 建築手続費及び 店舗併用住宅の 居住部分を除 く。	10分の2	200,000円	総額が1件20 万円以上のもの に限る。
	賃借料 建物及び来客用 駐車場の賃借料 ただし、賃借に 係る敷金、礼 金、保証金及び 仲介手数料及び 店舗併設住宅の 居住部分を除 く。	10分の2	月額20,000 円	補助期間は、1 店舗につき最大 12月とする。 始期は、開店の 月からとする。

※算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって補助金の額とする。